インフルエンサーを活用した養育費啓発動画制作・配信業務委託
企画提案募集要領

この要領は、本提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）が留意すべき事項について定めたもので、提案者は以下の事項を熟読し、企画・提案を行うこととする。

１　目的

ひとり親や離婚を考えている方に対して、養育費確保に関する県の支援と法制度の周知を行い、ひとり親世帯の収入の向上及び安定を図ることを目的とする。

２　委託業務の概要

（１）委託業務名：インフルエンサーを活用した養育費啓発動画制作・配信業務委託
（２）委 託 内 容：別紙「インフルエンサーを活用した養育費啓発動画制作・配信業務委託仕様書」を参照
（３）予　算　額：1,444 千円を上限とする（消費税及び地方消費税を含む）

３　委託期間

委託を締結した日から令和８年３月３１日まで

４　応募資格

次の要件をすべて満たす者であること。

① 福岡県内に事業所（本社・支社等）を有していること。
② 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）に規定する者に該当しないこと。
③ 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成 14 年 2 月 22 日 13 管達第 66 号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者。
④ 福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
⑤ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者または民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者ではないこと。
⑥ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務委託を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと。
⑧ 監督官庁より業務停止処分又は業の免許もしくは登録の取消処分を受けていないこと。
⑨ 過去３年以内に国又は地方公共団体からの委託による動画企画及び制作実績を有する者。

5　採択者数

１者

6　企画提案公募スケジュール

（1）質問受付期限　　11 月 7 日（金）17 時まで

（2）企画提案書の提出期限　　11 月 27 日（木）17 時まで

（3）審査結果の通知　　12 月上旬（予定）

（4）委託契約締結　　12 月中旬（予定）

7　公募説明会

公募（参加者）説明会は実施しない。

8　質問の受付及び回答

質問事項がある場合は、次のとおり受け付ける。

（1）提出方法

質問書（様式第 1 号）を電子メールにより福岡県福祉労働部こども未来課こどもの育ち・ひとり親支援係まで提出すること。提出後は必ず電子メールを送信した旨を電話で連絡すること。なお、電話及び口頭での質問は不可とする。

提出期限：令和 7 年 11 月 7 日（金）17 時まで

提出先：komirai-hitori@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-643-3257

（2）質問への回答

質問に対する回答は、質問者に対して Email で直接回答するとともに、福岡県のホームページに掲載する。

なお、公平性の確保、公正な選考を妨げる恐れがある質問には回答できない。

9　企画提案書類の提出について

（1）提出書類

・　参加申込書（様式第 2 号）　　1 部

・　企画提案書（別紙の作成要領を参照のこと）　　10 部

（2）提出期限

令和 7 年 11 月 27 日（木）17 時必着

（3）提出方法及び提出先

提出書類は、持参（平日 9：00～17：00 まで）又は郵送、宅配便等により以下に提出すること（FAX 及び電子メールは不可）。

【提出先】

〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園 7 番 7 号　南棟 2 階

福岡県福祉労働部こども未来課こどもの育ち・ひとり親支援係

（４）辞退について

企画提案書提出後に、参加を辞退するときは、「参加辞退届」（様式第３号）を郵送または持参により提出すること

１０　企画提案書の作成について

（１）作成要領

別紙のとおり

（２）注意事項

・　別添「業務委託公募仕様書」の内容に基づき作成すること。
・　提出された企画提案書等は委託先の選定にのみ使用する。
・　企画提案書等に係る著作権は提案者に帰属する。ただし、県は公表等に必要な場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとする。
・　企画提案書作成及びこれに係る付帯作業の経費は提案者の負担とする。

提出された企画提案書等については返却しない。

・　提出後の企画提案書等の訂正、追加及び再提出は認めない。
・　採択後であっても提案者の都合により、記載内容に大幅な変更があった場合に不採択となることがある。

１１　委託先候補者の選定について

（１）選定方法

選定は、別に定める評価項目に基づき、原則として、書類審査により行う。

（２）企画提案者が１者又はいない場合の取り扱い

企画提案者が１者の場合であっても、審査を行い、委託先候補として選定するか否かを決定する。また、企画提案者がいない場合には、事業内容等を見直し、再度公募を行う。

（３）審査結果の通知

審査後、速やかに各企画提案者に通知する。

１２　委託先候補者の選定後の手続きについて

（１）契約の締結

県は、委託先候補者と具体的な委託内容等について協議を行い、合意に達した場合に限り、委託契約を締結するものとする。

なお、協議は委託先候補者として選定された者から行うが、合意に達しない場合は、審査による評価点数が次順位の者と協議を行うものとする。

（２）見積書の提出依頼

選定された企画提案書に基づき作成された仕様書により、委託先候補者に対して、見積の依頼を行う。なお、仕様書を作成する際に、その内容について県と委託先候補者において協議を行うものとする。

（３）契約保証金について

契約にあたっては、福岡県財務規則第 169 条第 1 項の規定に基づき契約金額の 100 分 10 以上の金額を契約保証金として契約締結までに県に納めること。

なお、県を被保険者とする履行保証契約を保険会社と締結した場合や、過去２年間の間に県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）と同種同規模の契約を数回以上にわたり締結し、これを全て誠実に履行した場合等、契約保証金が減免される場合がある。

（４）委託料

事業の実施に必要なすべての経費（人件費、諸費、通信運搬費、消耗品費、印刷費、謝金等）を含むものとする。ただし、受託者による会合や飲食費、委託業務と直接関係ない経費や備品の購入等、資産取得となる経費は対象外とする。

（５）支払いについて

受託者は県による履行確認を受けたときは、県に対しての委託料の支払いを請求するものとする。ただし、受託者から県に対して委託料の概算払を請求し、県がその必要があると認めた場合は、概算払をすることができる。

（６）誓約書の提出

契約にあたっては所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出すること。

※　契約締結後に受託者が暴力団関係者に該当すると判明したときは、当該契約を解除するとともに、違約金を徴収する。

１３　その他

・　本要領に記載された事項以外について取り決める必要が生じた場合、県の判断により決定を行う。提案者は、その内容に同意できない場合は応募および提案内容を撤回できるが、県は応募に要した一切の費用は負担しない。

・　県は企画提案書の管理について万全の注意を払うが、天災、その他の不慮の事故に基づく破損や紛失については一切の責任を負わない。